

参 考 資 料

(騒音に係る環境基準)

1 環境基準

(一般地域)

(等価騒音レベル)

地域の類型	時間の区分	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 1) AAをあてはめる地域は、療養施設・社会福祉施設等が集中して設置される地域など、特に静穏を要する地域
- 2) Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
- 3) Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 4) Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 5) 時間の区分は、次の区分とする
 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日の午前6時

(道路地域)

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

2 騒音に係る環境基準の類型指定状況

(平成30年3月31日現在)

告示年月日	告示番号	施行日	類型指定の実施市町
昭和58年5月31日	第464号	6月1日	(新規指定) 長崎市、佐世保市、諫早市、大村市
昭和59年5月18日	第428号	6月1日	(新規指定) 島原市、多良見町、長与町、時津町
昭和60年6月7日	第509号	6月7日	(新規指定) 福江市、平戸市、香焼町
昭和61年5月9日	第401号	5月9日	(告示方法変更) 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、福江市、平戸市、香焼町、多良見町、長与町、時津町 (新規指定) 松浦市、三和町、琴海町、東彼杵町、川棚町、波佐見町 (昭和58年第464号、昭和59年第428号、昭和60年第509号は廃止)
昭和62年4月24日	第458号	5月1日	(新規指定) 有明町、小浜町、西有家町、佐々町、郷ノ浦町、巖原町
昭和63年4月22日	第450号	5月1日	(新規指定) 野母崎町、大瀬戸町、高来町、国見町、加津佐町、有家町
平成元年4月14日	第459号	5月1日	(新規指定) 口之津町、生月町、江迎町、上五島町、有川町
平成2年4月13日	第497号	5月1日	(新規指定) 西彼町、西海町、大島町、崎戸町、外海町
平成3年4月23日	第463号	5月1日	(新規指定) 森山町、小長井町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、田平町
平成4年5月6日	第523号	5月6日	(新規指定) 飯盛町、千々石町
平成5年4月30日	第522号 第523号	4月30日	(一部変更) 長崎市、佐世保市、諫早市、時津町
平成6年4月22日	第516号	4月22日	(一部変更) 佐世保市
平成10年3月3日	第196号	3月3日	(一部変更) 島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、多良見町、時津町、巖原町
平成11年4月1日	第490号	4月1日	(類型区分改正による指定変更) 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、福江市、平戸市、松浦市、香焼町、野母崎町、三和町、多良見町、長与町、時津町、琴海町、西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町、外海町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町、有明町、国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、加津佐町、口之津町、西有家町、有家町、生月町、田平町、江迎町、佐々町、上五島町、有川町、郷ノ浦町、巖原町 (平成10年第196号は廃止)
平成13年3月6日	第189号	3月6日	(一部変更) 島原市、大村市

平成14年 3月15日	第282号	3月15日	(一部変更) 諫早市、長与町、時津町
平成15年 3月14日	第281号	3月14日	(一部変更) 大村市、長与町
平成16年 3月16日	第432号	3月16日	(新規指定) 新魚目町
平成23年 3月29日	第378号	3月29日	(一部変更) 佐世保市、諫早市、大村市、時津町
平成24年 3月16日	第294号	4月 1日	(市へ類型指定に関する権限移譲による指定変更) 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、 佐々町、新上五島町 (平成11年第490号は廃止)
平成25年 3月 1日	第175号	3月 1日	(一部変更) 時津町
平成27年12月18日	第1106号	12月18日	(一部変更) 長与町、時津町
平成28年12月27日	第889号	12月27日	(一部変更) 長与町、時津町

参 考 資 料

自動車騒音・道路交通振動、
航空機騒音関係

1 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

(等価騒音レベル)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 (6～22)	夜間 (22～6)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線をこえる車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20m迄の範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

備考

- a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。
 - a 区域：専ら住居の用に供される区域
 - b 区域：主として住居の用に供される区域
 - c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 時間の区分は次のとおり。

昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時
- 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下、「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。
- 測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。（原則として地上1.2メートルとする。）
- 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表していると認められる3日間について行うものとする。
- 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法による。
- 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

2 道路交通振動の要請限度

「振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度」

時間の区分 区域の区分	昼 間 (デシベル)	夜 間 (デシベル)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

備考

- 1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 - 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全をするため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 2 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事（市の区域内の区域に係る時間については、市長。）が定めた時間をいう。
 - 一 昼間 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで
 - 二 夜間 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで
- 3 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計算単位をいう。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動の測定場所は、道路の敷地境界線とする。
- 6 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間あたり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 7 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分に踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - 二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	3デシベル	4デシベル	5デシベル	6デシベル	7デシベル	8デシベル	9デシベル
補正值	3デシベル	2デシベル		1デシベル			

- 8 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定地の80%レンジの上端の数値を昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

3 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (単位 L_{den})
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(注) Iをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

○航空機騒音の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格Z8731に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は算式アにより1日 (午前0時から午後12時まで) ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

〈算式ア〉

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej+5}}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk+10}}{10}} \right) \right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間 (1秒) をいい、 T とは、観測1日の時間 (86,400秒) をいう。

〈算式イ〉

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

- (5) 測定は、計量法 (平成4年法律第51号) 第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性 (SLOW) を用いることとする。

*環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

※新環境基準値は、騒音対策の継続性も考慮し、旧環境基準値に相当するレベルに設定されている。

【参考 WECPNL (旧環境基準)】

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注) Iをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる。地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

○航空機騒音の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル (計量単位 デシベル) 及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位:WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

〈算式〉

$$dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) dB(A)とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは午前0時から午前7時までの間の航空機の機数をN1、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数をN2、午後7時から午後10時までの航空機の機数をN3、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数をN4とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 10(N_1 + N_4) \dots$$

- (5) 測定は、計量法 (平成4年法律第51号) 第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

4 自動車保有台数の推移

(単位：台)

種別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
貨物	57,911 (100)	54,763 (95)	53,010 (92)	51,567 (89)	50,384 (87)	49,226 (85)	48,569 (84)	48,245 (83)	48,017 (83)	48,228 (83)	48,249 (83)
乗合	4,226 (100)	4,201 (99)	4,228 (100)	4,218 (100)	4,231 (100)	4,243 (100)	4,270 (101)	4,248 (101)	4,337 (103)	4,354 (103)	4,453 (105)
乗用	363,313 (100)	354,782 (98)	350,395 (96)	347,423 (96)	346,512 (95)	345,059 (95)	342,080 (94)	338,677 (93)	337,555 (93)	339,224 (93)	339,430 (93)
特殊用途	14,620 (100)	14,385 (98)	14,332 (98)	14,060 (96)	13,951 (95)	13,824 (95)	13,840 (95)	13,972 (96)	14,120 (97)	14,384 (98)	14,438 (99)
大型特殊	2,712 (100)	2,672 (99)	2,667 (98)	2,650 (98)	2,656 (98)	2,662 (98)	2,670 (98)	2,684 (99)	2,693 (99)	2,702 (100)	2,693 (99)
小型二輪	13,505 (100)	13,978 (104)	14,473 (107)	14,826 (110)	15,020 (111)	15,230 (113)	15,565 (115)	15,785 (117)	16,115 (119)	16,225 (120)	16,270 (120)
軽自動車	435,257 (100)	443,855 (102)	450,301 (103)	455,585 (105)	462,411 (106)	472,862 (109)	482,501 (111)	491,649 (113)	493,536 (113)	495,566 (114)	497,420 (114)
総計	891,544 (100)	888,636 (100)	889,406 (100)	890,329 (100)	895,165 (100)	903,106 (101)	909,495 (102)	915,260 (103)	916,373 (103)	920,683 (103)	922,953 (104)

(注) 下段数値は、平成19年度を100とした時の数値

*九州運輸局長崎運輸支局及び軽自動車検査協会調べ(各年度末現在)

